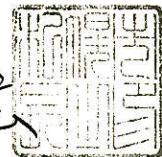


札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第44号

札幌市国民健康保険事業施行規則の一部を改正する規則

札幌市国民健康保険事業施行規則（昭和36年規則第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 第27条を次のように改める。

(出産被保険者に係る届出)

第27条 条例第10条の3第1項の規定により、出産被保険者に係る届出をしようとする者は、国民健康保険出産被保険者届出書（様式16の3）を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日（出産後に前項の届出をする場合には、出産の日）を明らかにできる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにできる書類
- (3) 出産後に前項の届出をする場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

(2) 様式16の2の次に次の1様式を加える。

様式 16 の 3

国民健康保険出産被保険者届出書

年 月 日

(宛先) 札幌市 区長

通知書番号

住 所

個人番号

納付義務者氏名
(世帯主氏名)

個人番号

出産被保険者氏名

出産予定日又は出産日 年 月 日

单胎妊娠又は多胎妊娠の別 单胎 · 多胎

札幌市国民健康保険条例第10条の3に規定する出産被保険者について上記のとおり届け出ます。

受付印

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。